

株主各位

第17回定時株主総会招集ご通知

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況

株主資本等変動計算書
個別注記表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

S & J 株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求を
いただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に
電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 定例取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、経営の基本方針、法定事項及びその他経営に関する重要事項を決定します。なお、重要案件が生じた場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催します。
- (2) 取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、当該決定及び取締役会決議に従い、会社を代表し、会社の業務を総轄管理します。
- (3) 取締役会が取締役の職務執行を監督するため、各取締役は会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督します。
- (4) 取締役の業務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査等委員会の監査を受けてます。
- (5) 役員及び従業員（派遣社員、業務請負会社の従業員等を含み、役員と合せて「役職員等」といいます。）がとるべき行動規範を定め、併せて役職員等から組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報を受ける内部通報相談窓口を設けます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る重要な意思決定は、取締役会及び稟議書等での審議、決裁によって行われ、その議事録、稟議書及びその他の文書については、社内規程に基づき所定期間保存し、取締役（監査等委員である取締役を含む）、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態で管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として「リスク管理規程」を定め、全役職員は業務遂行に当たり、法令・定款及びリスク管理規程等に定めるルールを遵守します。
- (2) 内部統制に関するリスク分析を行い、会社経営上重大なリスクについては、取締役会に諮り、その対応を検討、実施します。
- (3) 個人情報の保護、情報セキュリティに関しては、基本方針や社内規程を定め、それらについての社員教育に努めます。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 必要が生じた場合には速やかに、定款及び取締役会規程の定めに従い、臨時取締役会、取締役が遠隔地にいる場合に相手の状態を相互に確認しながら通話することによる電話会議あるいはテレビ会議、取締役全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときの書面取締役会を隨時に開催します。
 - (2) 必要が生じた場合には速やかに、監査等委員会規則の定めに従い、臨時監査等委員会を隨時に開催します。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 社内規程の一つである「コンプライアンス規程」の中に「コンプライアンス基本方針」を定め、それに定めるコンプライアンス行動規範（関連法令の遵守、インサイダー取引の禁止、知的財産の保護、反社会的勢力の排除、内部通報者の保護等）を尊重する企業風土の醸成をもって健全な業務運営を行います。
 - (2) 「内部監査規程」に基づき、会社内部の業務遂行や法令・諸規程の遵守状況の監査を行うなど、内部管理体制等の適切性・有効性を検証し、必要に応じ改善実施を求める事により、会社業務の健全かつ適切な運営の確保を図ります。
 - (3) 組織的又は個人的な法令違反行為等に関する、役職員等からの相談又は通報に適正に対応するための相談通報窓口を職制上のルートとは別に外部の委託機関とすることにより、通報者の心理的不安を軽減し、不正行為等の早期の発見と是正を図る体制を整えます。
 - (4) 前号の通報に関する個人情報等の内容は秘匿し、通報したことを理由として通報者が不利益な取扱いを受けることや職場環境が悪化することのないよう、適切な措置をとります。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会が必要とした場合には、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとします。
 - (2) 当社の取締役及び使用人は、前号の使用人の求めに応じて、会社の業務執行状況等を当該使用人に報告します。

- ⑦ 上記⑥の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人として指名された者があり、当該使用人が監査等委員会の職務を補助する業務を遂行する場合においては、当該使用人の人事異動、考課、指揮命令等については、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の独立性を確保します。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 当社の取締役及び使用人は、会社の業績に重大な影響を及ぼすおそれがある事項、あるいは会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項を発見したときには、直ちに監査等委員会に報告します。
- (2) 当社の取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて、会社の業務執行状況を監査等委員会に報告します。
- (3) 監査等委員会への報告あるいは協力した取締役あるいは使用人が、当該報告あるいは協力したことにより不利益を受けないように取り計らいます。
- ⑨ その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役である監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席し、経営全般又は個別案件に関する意見を述べます。
- (2) 法令・定款の定めに基づき、取締役である監査等委員は取締役会での議決権行使を行い、監査等委員会が指定した監査等委員は株主総会で必要な意見陳述を行います。
- (3) 監査等委員会は、取締役社長その他の業務執行取締役（管理部担当取締役を含む）及び会計監査人と定期的及び隨時に面談や意見交換を行い、また必要に応じ内部統制・内部監査担当者、法務担当者、経理担当者等と連携を図ります。
- (4) 当社は、監査等委員会又は取締役である監査等委員の求めに応じ、その職務の執行について生じる費用の前払又は償還並びに債務の処理を行います。
- (5) 監査等委員会は、取締役の職務の執行を監査・監督することにより、当社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを職責としています。当該職責を遂行するため、監査等委員会決議により「監査等委員会規則」を定め、各監査等委員の権限の行使を妨げることなく、監査・監督に関する重要な事項について監査等委員相互で報告を受け、協議又は決議すること等により、監査等委員会による監査が実効的なものとなるようにします。

(6) 監査等委員である取締役で構成される監査等委員会は、監査等委員会規則に則り、原則として毎月1回開催し、法令・定款に定める事項を決定し、監査等委員会で審議・決定した監査基準、監査方針、監査計画、職務分担に従い、取締役の職務執行の監査等を行い、監査報告を作成します。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行います。

⑪ 反社会的勢力の排除に向けた体制

(1) 当社では、「反社会的勢力排除規程」及び「コンプライアンス行動規範」で定めるとおり、反社会的勢力に対しては全社を挙げて毅然とした態度で臨み、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との関わりを一切持たないこととしています。

(2) 当社は、反社会的勢力との取引を新規に発生させないように可能な限り未然防止策を講じ、既存取引先については定期的な調査により反社会的勢力と関係があることが判明した場合には可能な限り速やかに関係を解消するなどの対応策を講じます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記に掲げた業務の適正を確保するための基本方針に基づき、企業としての業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めるため、以下の具体的取り組みを行っております。

- (1) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、決議事項、報告事項等の意思決定ルールを明確化しております。当事業年度（2024年4月～2025年3月）において取締役会は16回（定例12回、臨時4回）開催され、各議案についての審議及び決定、業務執行の状況等の監督等を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定の迅速化及び監督の実効性は確保されております。
- (2) 損失の危険の管理については、特にISO27001（ISMS）継続審査による外部評価、モニタリングを実施しております。さらに、内部監査につきましては、業務監査実施項目及び実施方法を検討したうえで実施しております。
- (3) 監査等委員による監査については、いずれも社外取締役である監査等委員3名で監査等委員会を構成し、同委員会において監査等委員会規則、監査等委員会監査等基準、監査計画等を決定し、監査を実施し、実効性を高めております。また、監査等委員は、取締役社長及び各業務執行取締役、監査法人、並びに内部監査担当者と必要に応じて会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況等について意見交換を行っております。
- (4) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築とその仕組みが適正に機能していることについて、取締役社長指示の下で内部監査担当者が内部監査を実施したうえで、不備があれば必要な是正措置を講じることにより、整備と運用の改善を図ることを進めてまいります。
- (5) 反社会的勢力を排除するため、「反社会的勢力排除規程」及び「コンプライアンス行動規範」で定めるところの『反社会的勢力に対しては全社を挙げて毅然とした態度で臨み、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との関わりを一切持たないこと』を社内教育等で徹底しております。また、反社会的勢力排除に関して外部機関と連携し、指導を受けるとともに情報収集を図っております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本							純資産合計	
	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	441,629	580,479	—	580,479	736,088	736,088	△30	1,758,167	1,758,167
当期変動額									
当期純利益					309,111	309,111		309,111	309,111
自己株式の取得							△65,251	△65,251	△65,251
自己株式の処分			△3,230	△3,230			5,070	1,840	1,840
利益剰余金から 資本剰余金への振替			3,230	3,230	△3,230	△3,230		—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	305,880	305,880	△60,181	245,699	245,699
当期末残高	441,629	580,479	—	580,479	1,041,968	1,041,968	△60,211	2,003,866	2,003,866

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

(3) 収益及び費用の計上基準

セキュリティサービスの提供に係る収益は、主にセキュリティコンサルティングの提供であり、履行義務を充足した一時点で収益を認識しております。

監視サービスの提供に係る収益は、主にセキュリティ監視契約に基づく監視サービスであり、一定の期間にわたり履行義務が充足されるため、契約書等に定義したサービス提供期間にかけて均等に収益を認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

① 有形固定資産の減価償却累計額 63,722千円

② 関係会社に対する金銭債権、債務
短期金銭債権 16,070千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 534,223千円

仕入高 24,268千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	5,627,200株
(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	54,623株
(3) 剰余金の配当に関する事項	
該当事項はありません。	
(4) 当事業年度の末日における新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く。) の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	445,200株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画及び資金計画に照らして、必要な資金を調達することとしており、その調達方法は銀行借入による方針であります。一時的な余資は安全性の高い預金等で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客のリスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、営業部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高管理を行っております。

2) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき、管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新すること等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

また、現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額	時価	差額
敷 金 及 び 保 証 金	76,242千円	69,886千円	△6,356千円

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により用いて算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷 金 及 び 保 証 金	－千円	69,886千円	－千円	69,886千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

オフィス賃貸時に差し入れている敷金及び保証金であり、償還予定時期を見積り、国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	6,163千円
その他	723千円
繰延税金資産小計	6,886千円
評価性引当額	一千円
繰延税金資産合計	6,886千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	株式会社マクニカ	被所有直接 37.7%	営業上の取引	製品・サービスの販売(注)	534,223	売掛金 契約負債	16,070 334,858
				製品・サービスの仕入(注)	24,268	前渡金 前払費用	5,128 19,644

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢価格を提示し、価格交渉のうえで決定しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	売上区分		合計
	S O C サービス	コンサルティング サービス	
顧客との契約から生じる収益	1,441,966千円	500,960千円	1,942,927千円
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	1,441,966	500,960	1,942,927

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権、契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	154,948千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	139,159
契約負債 (期首残高)	548,088
契約負債 (期末残高)	556,232

契約負債は、主に監視サービスにかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引金額

当事業年度末における残存履行義務に配分した取引価格の総額は1,099,766千円であり、当社は、当該残存履行義務について、1年から5年の間で収益を認識することを見込んでおります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 359円59銭
- (2) 1株当たりの当期純利益 54円97銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得及び取得終了)

当社は、2025年2月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議し、当該決議により2025年4月1日から2025年4月25日において自己株式の取得を実施しました。なお、当該取得をもちまして、自己株式の取得は終了しました。

自己株式の取得内容

① 取得した株式の種類	当社普通株式
② 取得した株式の総数	51,000株
③ 株式の取得価額の総額	54,737千円
④ 株式の取得方法	東京証券取引所における市場買付

(ご参考)

(1) 自己株式の取得に係る事項の内容に関する2025年2月12日開催の取締役会における決議内容

① 取得対象株式の種類	当社普通株式
② 取得し得る株式の総数	120,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.13%)
③ 株式の取得価額の総額	120,000千円（上限）
④ 株式を取得する期間	2025年2月13日から2025年5月31日まで
⑤ 株式の取得方法	東京証券取引所における市場買付

(2) 2025年2月12日開催の取締役会決議に基づき取得した自己株式の累計

① 取得した株式の総数	110,200株
② 株式の取得価額の総額	119,989千円

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2025年6月25日開催予定の第17回定時株主総会に付議することとしました。

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額は、本株主総会においてご承認いただきますと、年額200,000千円以内となります。本制度は、当該報酬枠とは別枠として、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(2) 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額30,000千円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年30,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会の委任により報酬委員会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が岡三証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。